

沖縄県建築士事務所指導要綱

平成 13 年 8 月 20 日制定

平成 22 年 3 月 4 日改正

平成 27 年 8 月 21 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定により建築士事務所について沖縄県知事（以下「知事」という。）の登録を受けた者（以下「開設者」という。）及び法第 24 条第 1 項に規定する当該建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という。）に対する指導に関し必要な事項を定め、その知識、技能の維持向上及び業務の適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法で規定するほか、次による。

- (1) 「開設者等」とは、開設者及び管理建築士をいう。
- (2) 「関係法令」とは、法若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例をいう。

(開設者等の責務)

第 3 条 開設者等は、法で定めるもののほか、次の責務を負うものとする。

- (1) 業務を誠実にを行い、関係法令に適合しない設計、工事監理及び法第 21 条に掲げる業務を行ってはならない。
- (2) 開設者が法第 23 条第 1 項に規定する設計等の業務と他の業務とを兼務する場合は、設計等の業務内容と他の業務内容とを明確に区分しなければならない。
- (3) 開設者は、建築主から設計受託又は工事監理受託（法第 22 条の 3 の 3 第 1 項及び第 3 項に係るものを除く。）を受けたときは、書面による契約を締結するよう努めなければならない。

(知識及び技能の維持向上)

第 4 条 開設者は、所属する建築士（管理建築士を含む。以下同じ。）に対して、法第 22 条の 2 各号で規定する講習（以下「定期講習」という。）を国土交通省令で定める期間ごとに受けるよう指導しなければならない。

- 2 開設者等は、業務に必要な知識及び技能の維持向上に努めるとともに、公益社団法人沖縄県建築士会、一般社団法人沖縄県建築士事務所協会が実施する研修及び知事の指定する講習を受けるよう努めなければならない。
- 3 開設者は、所属する建築士に対して、前項の講習を受けさせるよう努めなければならない。

(登録の申請、変更及び廃止)

第 5 条 法第 23 条の 2 の規定による建築士事務所の登録申請書又は法第 23 条の 5 の規定による変更の届出及び法第 23 条の 7 の規定による廃業等の届出を知事に提出しようとする者は、別表に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、登録申請書に定期講習受講報告書（様式 1）

及び定期講習を受講したことを証する書類の写しを添付できない場合は、受講する旨の誓約書（様式2）を添付し、受講後速やかに受講報告書及び定期講習を受講したことを証する書類の写しを提出するものとする。

（知事の指導）

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する建築士事務所の開設者に対して、事務所立入り等必要な措置を行うことができる。

- (1) 関係法令に違反した建築行為に関与したと認められる場合
- (2) 設計等の業務において、不誠実な行為を行ったと認められる場合
- (3) その他知事が必要と認めた場合

（指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における適用等）

第7条 法第26条の3第1項の規定に基づき、知事が事務所登録等事務を指定事務所登録機関に行わせることとした場合、第5条の規定中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と読み替えるものとする。

（雑則）

第8条 この要綱の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月21日から施行する。

別表（その1）建築士事務所登録申請・登録事項変更届添付書類一覧

書類等	区 分									備考	
	登録申請		変更届								
	新規	更新	事務所の名称の変更	事務所の所在地の変更	個人開設者の氏名の変更※1	法人の名称の変更	法人の役員の変更	管理建築士の変更※2	所属建築士の変更※2		
1	登録申請書	○	○								第五号様式（第一～三面） （省令）
	登録事項変更届			○	○	○	○	○	○	○	第10号様式（施行細則）
2	登録手数料	○	○								県条例で定められている額
3	所在地略図	○	○		○						
4	業務概要書		○								第六号様式添付書類(イ)（省令）
5	略歴書					○					第六号様式添付書類(ロ)（省令）
	登録申請者	○	○								管理建築士は免許証の写しを添付
	管理建築士	○	○					○			
6	法第24条第2項に規定する講習修了証	○							○※3		管理建築士が受講した講習修了証の写しを添付
7	誓約書	○	○								第六号様式添付書類(ハ)（省令）
8	履歴事項全部証明書	○	○				○	○			法人の場合（正本は原本添付）
9	定款	○	○								法人の場合
10	定期講習受講報告書	○	○						○※3	○※3	所属建築士全員の定期講習を受講したことを証する書類の写し又は受講する旨の誓約書を添付
11	法人役員対照表							○			様式3
12	所属建築士対照表								○	○	様式4

※1 人の変更は除く（人が変わる場合は新規登録申請が必要になる。）

※2 氏名の変更及び建築士種別の変更を含む

※3 人の変更の場合のみ

別表（その2）建築士事務所廃止届添付書類一覧

廃止届を提出する事由	届出者	添付書類
登録建築士事務所の業務を廃止したとき	開設者	—————
開設者が死亡したとき（個人事務所に限る）	相続人	開設者と届出者との 関係を証明する書類
破産手続開始の決定があったとき	破産管財人	
法人が合併により解散したとき	代表役員であった者	
法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	清算人	
登録区分の変更（個人⇔法人、1級⇔2級⇔木造）	開設者	—————

様式 1

定期講習受講報告書

年 月 日

沖縄県知事（又は指定事務所登録機関） 殿

下記のとおり、法第 22 条の 2 各号で規定する講習を受講しましたので、別添のとおり定期講習受講証明証（写し）を提出します。

報告書氏名 印

記

建築士事務所の名称	
沖縄県知事登録番号	
定期講習を受講した建築士の氏名及び種別 (建築士の種別を○で囲むこと)	氏 名 : 種 別 : 一級 ・ 二級 ・ 木造 構造設計一級 ・ 設備設計一級
	氏 名 : 種 別 : 一級 ・ 二級 ・ 木造 構造設計一級 ・ 設備設計一級
	氏 名 : 種 別 : 一級 ・ 二級 ・ 木造 構造設計一級 ・ 設備設計一級
	氏 名 : 種 別 : 一級 ・ 二級 ・ 木造 構造設計一級 ・ 設備設計一級
	氏 名 : 種 別 : 一級 ・ 二級 ・ 木造 構造設計一級 ・ 設備設計一級

様式 2

受講する旨の誓約書

年 月 日

沖縄県知事（又は指定事務所登録機関） 殿

法第 22 条の 2 各号で規定する講習を受講していませんので、直近に行われる定期講習を受講し、受講報告書を提出することを誓約します。

氏名 印

建築士事務所の名称	
沖縄県知事登録番号	
定期講習受講予定の建築士の氏名及び種別 (建築士の種別を○で囲むこと)	氏名 : 種別 : 一級 ・ 二級 ・ 木造 構造設計一級 ・ 設備設計一級

様式 3

法人役員対照表

法人の名称				
変 更 前		変 更 後		
氏名 <small>ふりがな</small>	役名	氏名 <small>ふりがな</small>	役名	生 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

様式 4

所属建築士対照表

○新たに所属建築士となった者

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 (○で囲む)	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨 (○で囲む)	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日

○現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 (○で囲む)	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨 (○で囲む)	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
	一級・二級 木造			構造・設備		年 月 日
変 更 前				変 更 後		
計	名	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名	計	名	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士
						名 名 名 名 名